

平成 29 年度 三重県域における金融機関主導による
広域型 PPP/PFI 地域プラットフォームの形成に関する
調査検討支援業務

報告書
(概要版)

平成 30 年 3 月

目 次

1. 三重県域における地域プラットフォームの形成支援	1
1.1. 三重県域の現状と課題	1
1.2. 活動計画・実施内容の検討	2
1.3. 地域プラットフォームの形成	3
(1) 構成員	3
(2) 運営体制	4
2. 地域プラットフォームの開催・運営	5
2.1. セミナーの開催	5
2.2. アンケート調査	7
(1) セミナー参加者対象の調査	7
(2) 地方公共団体対象の調査	8
3. 地域プラットフォームにおけるサウンディング調査等の取り組みを通じた PPP/PFI 案件形成に関する調査	8
3.1. 津市中勢グリーンパーク PPP 導入に係る調査検討支援	8
(1) サウンディング調査の実施	8
(2) 民間事業者へのヒアリング調査	13
(3) 事業手法の概略検討	15
3.2. 三重県社会福祉施設等建替事業 PPP/PFI 導入に係る調査検討支援	19
(1) サウンディング調査の実施	19
(2) 民間事業者へのヒアリング調査	24
(3) 事業手法の概略検討	25
4. 地域プラットフォームの取り組みを通じた三重県域における PPP/PFI の活用推進に関する課題等の整理	29
4.1. 平成 29 年度の成果	29
4.2. 今後の課題等	30
5. 中長期的な活動計画への反映	31
5.1. 運営体制(案)	31
5.2. 活動計画(案)	32
5.3. 来年度の開催予定	33

1. 三重県域における地域プラットフォームの形成支援

1.1. 三重県域の現状と課題

三重県内においては、先進的な PFI 事業を実施している地方公共団体がある一方で、県内 29 市町のうち 23 市町が PFI 事業を経験しておらず、先進的な地方公共団体と特に今後の PPP/PFI の積極的な導入が必要とされる人口 20 万人未満の地方公共団体とのノウハウの格差が大きい。

また、PFI 法施行初期の案件は、公共事業の主管部署となる担当部局が PPP/PFI 導入の検討から事業化までを行ってきたため、担当部局にのみノウハウが蓄積されており、全庁的なノウハウの蓄積にはつながっていないと言える。

地方公共団体等における公民連携部署の設置に伴い、ノウハウ蓄積につながる仕組みが構築されつつあるものの、公民連携部署がノウハウを持ち合わせているケースは少なく、特に小さな規模の地方公共団体等においては、ノウハウを獲得する機会自体がないことが課題となっている。

その結果、地域企業においては、PPP/PFI 事業の発注自体が少なかったことで、事業参画に係るノウハウが蓄積されておらず、地方公共団体側も PPP/PFI 事業の実施により地元企業の受注機会を奪うことを懸念している状況にある。

表 1-1 三重県内の PFI 導入事例

事業名称	実施方針公表日	事業方式
桑名市図書館等複合公共施設整備事業	平成 13 年 6 月 13 日	BOT
四日市市立小中学校施設整備事業	平成 15 年 2 月 4 日	BT0
鈴鹿市不燃物リサイクルセンター2 期事業	平成 19 年 2 月 15 日	BT0
紀宝町営浄化槽整備推進事業	平成 19 年 10 月 19 日	BT0
津市新斎場整備運営事業	平成 24 年 4 月 11 日	BT0
桑名市健康増進施設整備・運営事業	平成 27 年 1 月 15 日	BT0
伊賀市小学校給食センター整備運営事業	平成 29 年 7 月 27 日	BT0

審査結果（優先交渉権者の該当者なし）により事業未実施

(資料)PFI インフォメーション



図 1-1 三重県内での PPP/PFI 事業実現に向けた課題

1.2. 活動計画・実施内容の検討

前述した課題に対し、三重県域における広域的な地域プラットフォームを形成することにより、情報・ノウハウ等の習得・共有を図り、**県内自治体間のノウハウ格差を解消**し、人口20万人以上の自治体においては**先進的なPPP/PFI事業の創出**を、人口20万人未満の自治体においては活発な**PPP/PFI事業化への体制構築と事業の創出**を実現することを目的とし「みえ公民連携共創プラットフォーム」を設立した。

なお、PPP/PFI手法による事業発注の際に地元企業の受注機会を奪わないよう、地元企業向けに**裏務ノウハウ等を提供するプログラム**を開催するものとする。

表 1-2 主体ごとの目標とそれに向けた支援方針

対象	目標	支援方針	
地方公共団体等	先進的な PPP/PFI 事業の創出	<ul style="list-style-type: none"> 先進事例の紹介 公民対話の場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ノウハウ格差の解消 公民対話による意識醸成 事例紹介 アンケートによるニーズ把握
	PPP/PFI 事業化への体制構築と事業の創出	<ul style="list-style-type: none"> 事例紹介等による PPP/PFI 事業の普及・啓発 事業化検討から事業実施までに必要となるポイント等の解説 	
地元企業	PPP/PFI 事業参画に向けた体制構築	<ul style="list-style-type: none"> 事業参画に向けた検討プロセスに即した講義 プラットフォーム内での交流によるビジネスマッチング 	

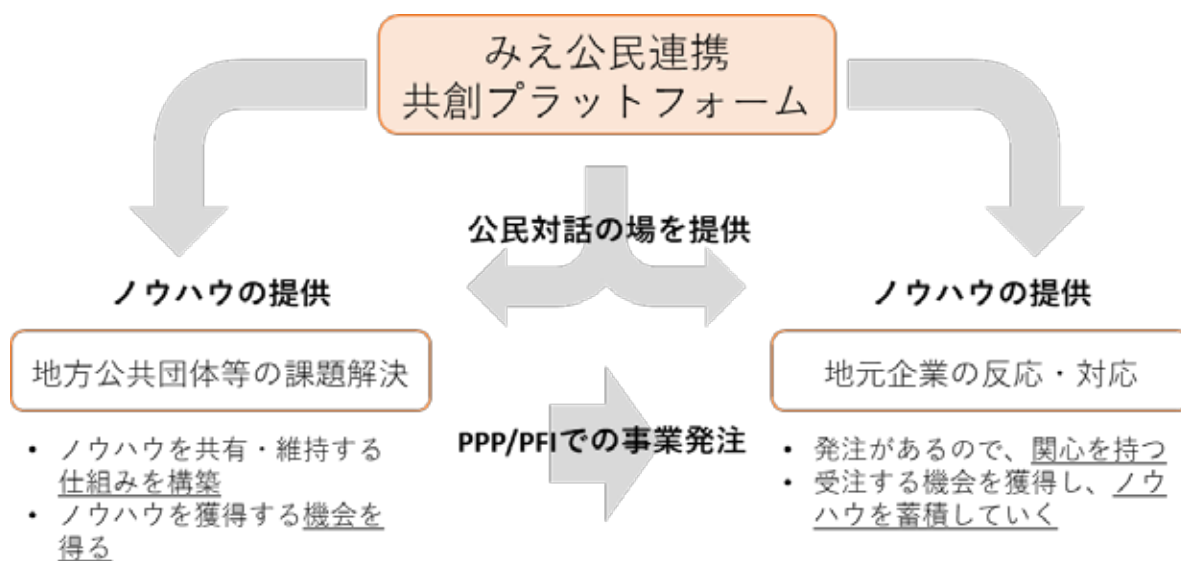


図 1-2 本プラットフォームの目指す姿

1.3. 地域プラットフォームの形成

(1) 構成員

本プラットフォームにおける各種セミナー等の参加者となる主な構成員は「官」と「産」である。

まず、「官」の構成員については、本プラットフォームの主催者であり、事務局を務める百五銀行のネットワークを活かし、三重県及び県内の29市町へ参画を要請した。

その結果、全て団体から窓口となる部署の回答をいただいたことから、各種案内をその窓口に対し行うこととし、さらにセミナー等のテーマに合わせて、窓口部署から所管部署へ向けても参加を呼び掛けて頂く方針とした。

また、「産」の構成員は、本社を三重県内に置く企業などに限定せず、百五銀行および中部 PFI/PPP 研究会¹のネットワークにより三重県内の PPP/PFI 事業に関心をもつ事業者に参加頂くものとした。

これは、本プラットフォームが、「先進的な PPP/PFI 事業の創出」を1つの目標としていることから、既に PPP/PFI 事業の経験のある県外の企業にも広く参加頂くためである。さらには、こうした PPP/PFI 事業の経験のある企業と地元企業が交流することにより、地元企業のノウハウの獲得につながると考えたためである。

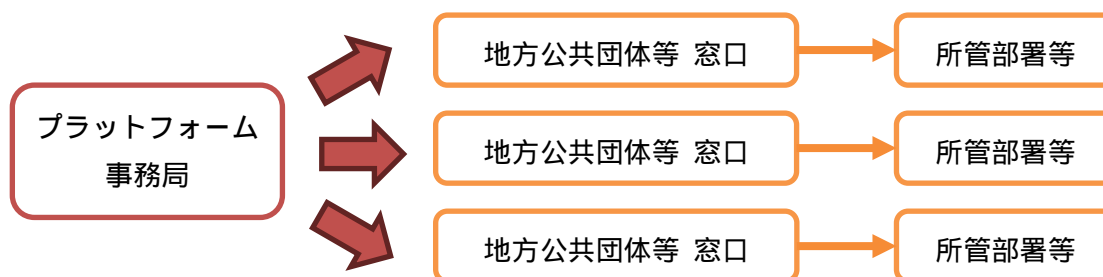


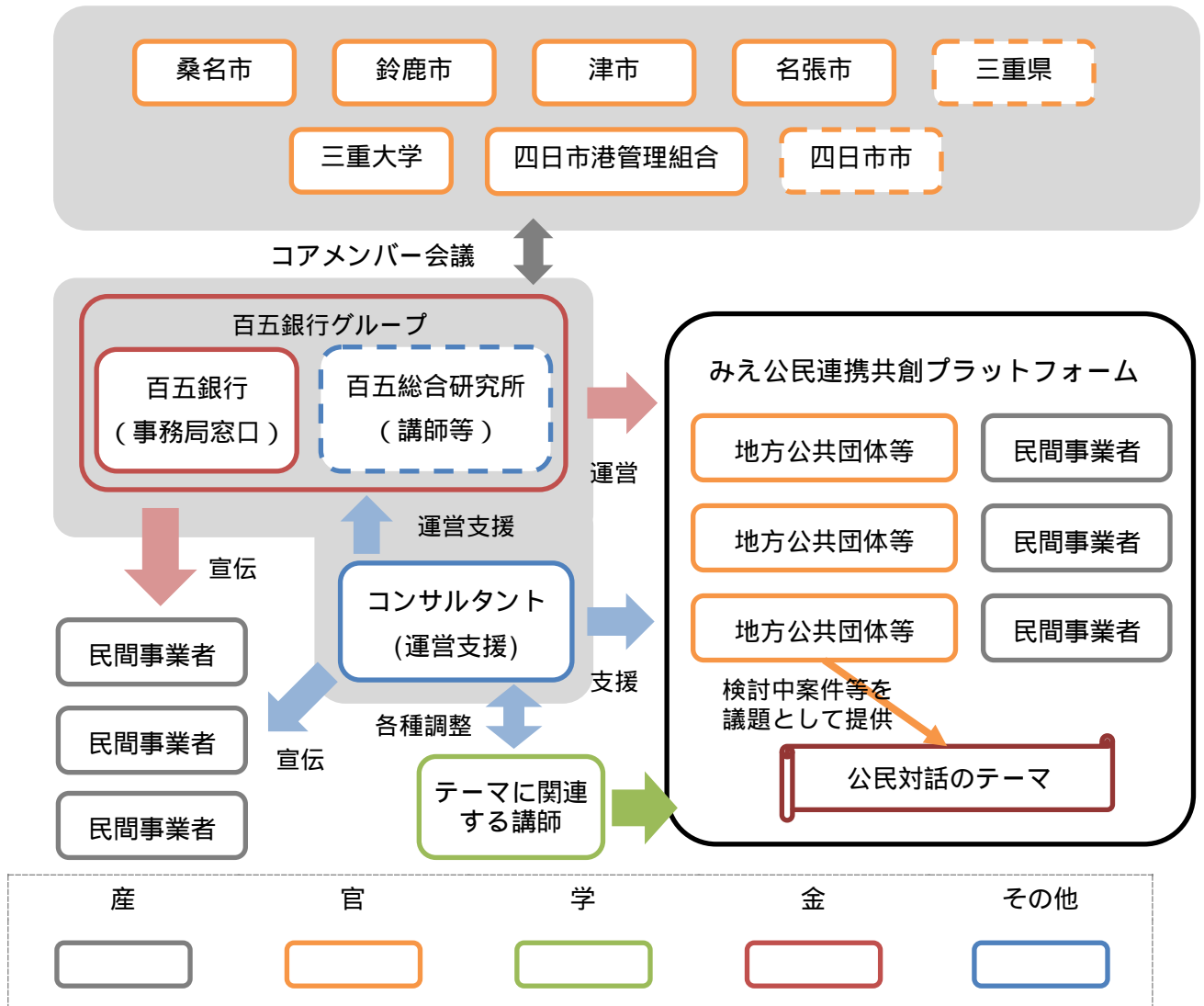
図 1-3 「官」との関係

¹ 愛知県・岐阜県・三重県・静岡県下の自治体に対する、PFI/PPP 啓発活動・情報交換・具体的課題の解決・提案等を通じて、民間企業の事業機会の創出・拡大を図ることを目的とする任意団体。

(2) 運営体制

本プラットフォームは(株)百五銀行および百五グループのシンクタンクである(株)百五総合研究所が事務局となり、共同でプラットフォームの形成に取り組んでいる。今回、内閣府派遣のコンサルタントが運営支援を行い、資料作成や各種調整業務、各セミナーの企画支援等を行った。

また、第1回セミナーの開催前後にはPPP/PFI事業の推進に意欲的な地方公共団体等と会議(コアメンバー会議)を開催し、各セミナーで取り上げるテーマや、プラットフォームの中長期的な活動について協議を行っている。



破線となっているのは業務都合等で本年度は会議への参加が叶わなかった団体

図 1-4 運営体制

2. 地域プラットフォームの開催・運営

2.1. セミナーの開催

本年度開催したセミナーは全3回で、概要は以下のとおりである。

表 2-1 開催概要（第1回・第2回セミナー）

第1回		
開催日時	平成29年11月15日 13:00~17:00 (セミナー後 懇親会を開催)	
会場	百五銀行丸之内本部棟 2階大講堂	
内容	第1部 講演	
	タイトル等	登壇者
	開会挨拶	(株)百五銀行
	「PPP/PFIの推進について」	内閣府 民間資金等活用事業推進室
	「本プラットフォームの目的について」	(株)百五銀行 地域創生部
	「地方都市における公民連携の推進について」	名古屋都市センター 奥野 信宏 氏
	「パークエージェンシー導入による公園活性化と公園管理運営の高度化」	(株)オリエンタルコンサルタンツ
	第2部 グループワーク(意見交換会)	
	テーマ「公民連携推進に係る自治体の現状と推進策」	
対象	三重県内の地方公共団体職員等	
参加人数	事前申込 55名 当日受付 53名	
申込方法	FAX、E-mail(締め切り後は電話受付)	
第2回		
開催日時	平成30年1月23日 13:00~17:00	
会場	百五銀行丸之内本部棟 2階大講堂	
内容	第1部 講演	
	タイトル等	登壇者
	「地方におけるPPP/PFI」	NPO 法人全国地域PFI協会 伊庭良知氏
	「実務研修プログラム」	(株)百五総合研究所
	「都市公園における官民連携のあり方」	国土交通省 中部地方整備局
	第2部 グループワーク	
	テーマ	登壇者
中勢グリーンパークにおける公民連携について	津市 建設部 建設整備課	
対象	三重県内の地方公共団体職員、民間事業者等	
参加人数	事前申込 66名(地方公共団体等35名・民間事業者31名) 当日受付 56名(地方公共団体等31名・民間事業者25名)	
申込方法	FAX、E-mail(締め切り後は電話受付)	

表 2-2 開催概要（第3回セミナー）

第 3 回		
開催日時	平成 30 年 2 月 20 日 13 : 00 ~ 16 : 30	
会場	百五銀行丸之内本部棟 2 階大講堂	
内容	第 1 部 講演	
	タイトル等	登壇者
	「PPP/PFI を推進する背景と内閣府の支援事業」	内閣府 民間資金等活用事業推進室
	「実務研修プログラム」	(株)百五総合研究所
	「地方における公有資産の活用」	(株)日本総合研究所
	第 2 部 グループワーク	
	テーマ	登壇者
	三重県社会福社会館の建替に係る公民連携について 三重県健康福祉部 健康福祉総務課	
対象	三重県内の地方公共団体職員、民間事業者等	
参加人数	事前申込 70 名 (地方公共団体等 27 名・民間事業者 43 名) 当日受付 67 名 (地方公共団体等 25 名・民間事業者 42 名)	
申込方法	FAX、E-mail (締め切り後は電話受付)	

2.2. アンケート調査

(1) セミナー参加者対象の調査

(i) 概要

各セミナー開催時には、参加者にアンケートを実施し、プログラムやセミナー運営に対する要望を伺った。

表 2-3 アンケートの概要

	第1回セミナー	第2回セミナー	第3回セミナー
対象	三重県内の地方公共団体職員、	三重県内の地方公共団体職員、民間事業者等	三重県内の地方公共団体職員、民間事業者等
参加者数	53名	56名	67名
回収数	50票	39票	55票
回収率	94.3%	69.6%	82.1%
質問内容	<ul style="list-style-type: none"> 所属 各プログラムの感想 公民連携への意欲 今後の題材の希望 等	<ul style="list-style-type: none"> 所属 参加のきっかけ 各プログラムの感想 公民連携への意欲 グループワークで示した情報量について 等	<ul style="list-style-type: none"> 所属 参加のきっかけ 各プログラムの感想 公民連携への意欲 交流の満足度 グループワークで示した情報量について 等

(ii) 結果

“本日のセミナーに参加して公民連携に取り組んでみたいと思うか”という質問は、3回全てのアンケートで実施し、回を追うごとに肯定的な意見の増加が見られた。(アンケート票及び各回の全項目の集計結果は参考資料編に掲載する。)

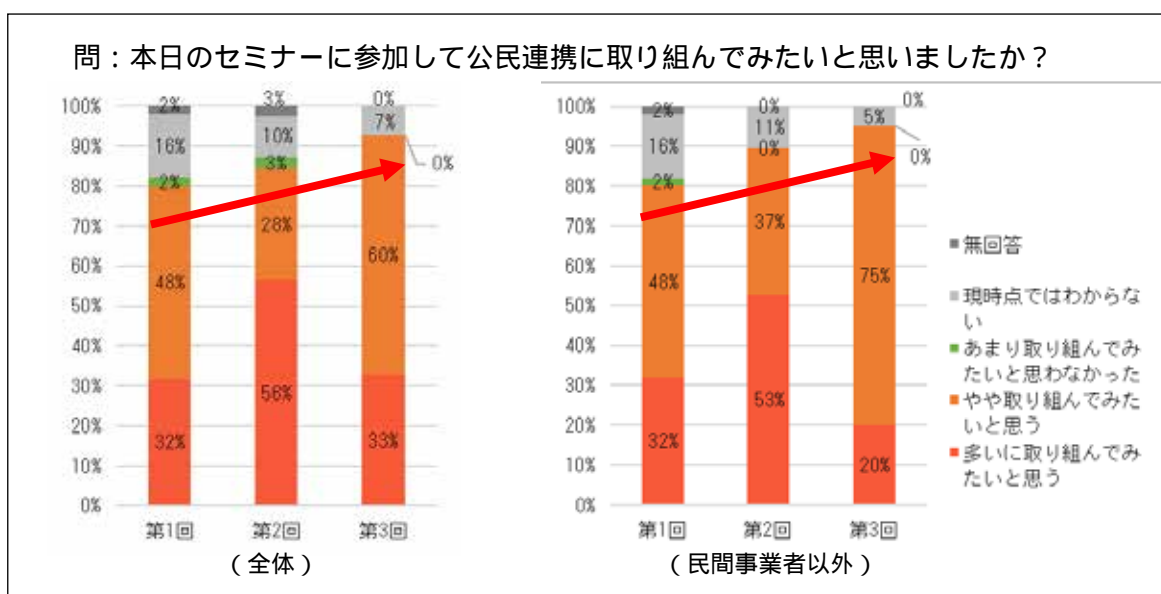


図 2-1 公民連携への意欲について

(2) 地方公共団体対象の調査

セミナー参加者に対するアンケートとは別に、県内地方公共団体の状況を把握するため、以下のようアンケートを実施した。

表 2-4 アンケート調査の概要

調査対象	三重県内の地方公共団体（30 団体）の本プラットフォーム窓口部署
実施期間	平成 29 年 12 月 4 日～平成 29 年 12 月 28 日
調査内容	・現在の取組状況（推進状況及び PPP/PFI を推進する上での課題や方策） ・今後の取組方針（今後の公共施設等の整備方針）
回収数	20 団体（回収率 66.6%）

3. 地域プラットフォームにおけるサウンディング調査等の取り組みを通じた PPP/PFI 案件形成に関する調査

3.1. 津市中勢グリーンパーク PPP 導入に係る調査検討支援

(1) サウンディング調査の実施

先導的なプラットフォームではその取り組みの中で具体的な案件について公民の対話が行われており、本プラットフォームにおいても、第 2 回、第 3 回のプラットフォームセミナー時に具体的な案件についての公民対話を実施するものとした。

第 2 回は、公園利用者のニーズの変化や新たな制度（Park-PFI 制度）の創設に伴い、公民連携による公園整備を検討している津市の“中勢グリーンパーク”を題材にグループワークを通じたサウンディング調査を行った。



図 3-1 グループワークの進め方

表 3-1 中勢グリーンパークの概要

位置	津市あのだつ台五丁目 757 番地 1
供用開始期日	13 年 4 月 1 日（一部）
供用面積	約 11.0ha（全体面積 約 28.3ha）
事業認可日	当初：平成 9 年 9 月 19 日 最終：平成 29 年 3 月 31 日
認可事業期間	平成 9 年度から平成 33 年度
総事業費 （事業認可時）	約 46 億円

(i) 現状の課題・今後の目標

- 1 予算確保が困難なため、未供用エリアの整備が進まない
公民連携による未供用エリアの整備
- 1 管理職員を配置していない(管理者事務所も無い)ため、利用者ニーズへの対応が不十分
民間による円滑な管理運営、利用者の利便性向上

(ii) グループワークの概要

<グループワークのテーマ>	
テーマ	課題解決に資する「導入機能」について
テーマ	「交流拠点に資する行為等」について (具体的な企業名や店舗名、イベント等イメージできるもの)



図 3-2 グループワーク時の説明資料(抜粋)

(出典)第2回セミナーグループワーク資料

事業概要

第3期・第4期区域



第1期区域 (6.3ha) H10-H14

・芝生広場	A=0.7ha
・遊具広場	A=1.7ha
・遊戯施設	
・休憩施設 (シェルター)	N=4箇所
・調整池 (噴水)	
・便所	N=2箇所
・第1駐車場	N=215台

第2期区域 (4.5ha) H18-H24

・多目的広場	A=3.0ha
・休憩施設 (シェルター)	N=5箇所
・便所	N=2箇所
・第2駐車場	N=226台

平成22年度
基本設計改定

⇒基本方針・整備方針が修正され今の形に

11

事業概要



事業認可 (H28) 時の計画 (第3期区域)

第3期区域 (2.0ha) H25-

・遊戯施設	
・休憩施設 (シェルター)	N=5箇所
・管理棟	

平成28年度
事業認可の変更

<課題>

- ・予算確保が困難なため、未供用エリアの整備が進まない
- ・管理職員を配置していない (管理者事務所も無い) ため、利用者ニーズへの対応が不十分

<要望>

- ・公民連携による未供用エリアの整備
- ・民間による円滑な管理運営、利用者の利便性向上

Park-PFI
制度の活用

12

図 3-3 中勢グリーンパーク整備事業の経緯

(出典) 第2回セミナーグループワーク資料

(iii) 得られた意見

テーマ : 導入機能	テーマ : 交流拠点に資する行為等
<p>Ⅰ アウトドア・キャンピング機能</p>	<p>Ⅰ バイクミーティング、カーミーティング Ⅰ バーベキュー Ⅰ キャンピングカーでキャンプできるスペース(オートキャンプ) Ⅰ (デイ) キャンプスペース Ⅰ グランピング Ⅰ フォレストアドベンチャー Ⅰ フィールドアスレチック Ⅰ ボート乗り場 Ⅰ 銭湯のような温浴施設(かんたんなお風呂、災害時の入浴) Ⅰ サバイバルゲーム</p>
<p>Ⅰ 物販・移動販売機能</p>	<p>Ⅰ 日曜限定の軽トラ市 Ⅰ 移動販売車 Ⅰ 朝市 Ⅰ 地元の農産物・植木販売 Ⅰ リサイクルショップ(売買) Ⅰ フリーマーケットスペース</p>
<p>Ⅰ 飲食機能</p>	<p>Ⅰ スーパーマーケット Ⅰ カフェ Ⅰ コンビニエンスストア(施設の管理機能を持たせる) Ⅰ レストラン(家族で食事ができるもの)</p>
<p>Ⅰ 文化・芸術機能</p>	<p>Ⅰ 図書館(漫画オンリー) Ⅰ 銀行経営の美術館(管理棟兼ねる) Ⅰ SL(D51)を移設し、汽笛を鳴らせる Ⅰ フラワーガーデン</p>
<p>Ⅰ イベント機能</p>	<p>Ⅰ コンサート Ⅰ 屋根付きホール Ⅰ 調整池を活用したイベント Ⅰ 気球試乗 Ⅰ 桜祭り、もみじ祭り Ⅰ イルミネーション Ⅰ GPSを活用したゲーム</p>

テーマ：導入機能	テーマ：交流拠点に資する行為等
｜スポーツ・体験学習機能	｜体験（施設）農業 ｜スケートボード ｜プール ｜ゲートボール場 ｜ドックラン ｜トラック、コート、グラウンド ｜フットサル ｜自転車・マウンテンバイク ｜ランニング・ジョギング ｜トレーニングジム ｜ボルタリング ｜サイクルステーション ｜ランニングステーション ｜ゴーカート ｜パターゴルフ、ミニゴルフ(アプローチ&パター) ｜ふれあい動物園 ｜釣り堀
｜コミュニティ機能	｜周辺住民を巻き込んだ協働の場 ｜組合やグループを地域で作る。その組合を中心としたイベント等を開催 ｜既に活動しているまちづくりサポーターを集めてエリアマネジメントを通して公園を含めた賑わいの創出
｜公園管理機能	｜管理棟 ｜管理等にシルバー人材センターを併設 ｜防災倉庫
｜その他機能	｜屋根付き遊具 ｜墓地 ｜保育所 ｜動物美容院・動物病院 ｜道の駅
｜その他の意見	｜有名店の出店 ｜SNSでの拡散を期待し、名所化を狙う ｜観光バスも来るような目玉がほしい

(2) 民間事業者へのヒアリング調査

現時点で想定される事業手法として公募施設管理制度（Park-PFI 制度）を念頭において、当該事業と同種及び類似実績を有する民間事業者 7 社に対して、ヒアリング調査を実施した。

内、5 社から回答があり、具体的な意見があった 4 社について、とりまとめを行った。

表 3-2 ヒアリング調査の概要（津市中勢グリーンパーク）

ヒアリング先	建設会社 2 社、運営会社 3 社、造園・緑化会社 2 社
ヒアリング事項	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業のアイデア ・公園整備を含めた収益事業について ・事業参画の意向 ・公園全体の管理運営について ・事業範囲、事業期間について ・事業を行うにあたってのリスク ・事業全般に関する意見・要望

事業手法として想定される Park-PFI 制度には設置管理許可期間や建ぺい率の特例措置がある。また一定条件を満たせば、「官民連携型賑わい拠点創出事業」（社会資本整備総合交付金）及び「賑わい増進事業資金」の適用も可能である。

設置管理許可期間の特例（10年→20年）

○設置管理許可の期間は最長10年 → 民間事業者が施設を投資し、投資を回収する上で、「10年」は短い場合が多く、民間が参入しづらい、結局な建設しが設置できない等の課題あり

○公募設置管理制度に基づき選定された事業者は、上限20年の範囲内で設置管理許可を受けることが可能 → 民間の参入促進、優良投資促進

建ぺい率の特例：都市公園では、オープンスペースの確保のため公園施設の建築率を規定

○建ぺい率：原則 2% → ただし、公園施設の種類によりこれを超えることができる

○休養施設・運動施設・教養施設、公募対象公園施設等を設置する場合 **+10%**

※例えば、休養施設と公募対象公園施設それぞれに 10% 上乗せされるものではない。

（教養施設又は休養施設のうち）以下を設置する場合 +2.0%（↑の+1.0%分を含む） 屋根付広場等高い開放性を有する建築物等 **+1.0%**

・文化財保護法による認定、重要文化財、登録有形文化財 - 景観法による景観重要建築物 等

占用物件の特例：都市公園を占用できる物件は、法令で限定

○電柱、電線、水道管、下水道管、軌道、公共駐車場、郵便ポスト、公共電話、災害用収容仮設施設、競技会等の催し物のために設けられる仮設工作物、標識、派出所、気象観測施設、条例で定める仮設物件 等

○選定事業者は、以下を占用物件（利便増進施設）として設置できる

- ・自転車駐車場
- ・地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔

→ 地域住民の利便の増進、事業者の収益向上による優良投資促進

民間活力を効果的に活用しつつ、効率的に都市公園の整備を推進するため、以下を創設。

①公募設置管理許可制度に基づき選定された民間事業者が行う園路、広場等の特定公園施設の整備に要する費用のうち地方公共団体が負担する金額の1/2を社会資本整備総合交付金により国が支援する「官民連携型賑わい拠点創出事業」

②認定公募設置等計画の提出者（認定計画提出者）が行う公園施設の整備に要する資金の貸付けを行う地方公共団体に対し、有利子の貸付けを行う「賑わい増進事業資金」

事業スキーム

「官民連携型賑わい拠点創出事業」（社協交）事業要件		「賑わい増進事業資金」（都市開発資金）の貸付要件	
交付対象	地方公共団体	貸付対象者	地方公共団体を通じて民間事業者（公募設置等計画の認定を受けた者）
実施要件	面積0.2ha以上の都市公園	貸付対象	民間事業者が設置する公園施設の整備に要する費用（社会資本整備総合交付金や他の繰入部分を除く）
国費対象経費	民間事業者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する額の1/2	貸付割合	公園施設整備費（公募対象公園施設+特定公園施設）の合計の1/2以内
事業費要件	公募の結果、公共部分整備費の概算額に対して、地方公共団体の負担金額が1割以上削減されること	利率	有利子
		償還期間	・10年以内（4年以内の返済済期間を含む） ・均等半年償還

図 3-4 Park-PFI 制度の特例措置（上）と官民連携型賑わい拠点創出事業等の概要（下）

（出典）第 2 回セミナー時国土交通省説明資料

(i) 収益事業のアイデア等

- l 共通する主な収益施設は飲食施設（カフェ・レストラン）、宿泊施設（ロッジ、キャンプ・デイキャンプ、グランピング）の意見が多い。
- l その他の意見として、イベントとしてフェス・コンサート、朝市などがある。
- l 地元貢献として大手メーカー等に参入していただいているという意見もある。企業としてもイメージアップに繋がる。
- l 公園整備に関連した施設としては、ドッグランの意見が多い。これは、三重県では飼犬率が高く、よく散歩をすること、どこへ行くにもペットを連れていく傾向があることから需要が見込まれるのではないかという理由による。
- l その他として、自然と調和した木質の施設や、現在、日よけをできる場所がないため日陰のベンチや屋根のある場所、四季を楽しめる植木等の意見がある。

(ii) 本事業を行うにあつてのリスク等

- l 収益性を高めるためには、まず、集客を第一に考えるべきである。
- l 集客を単独でも集客できるような施設をつくることが重要である。

(iii) 市（公共）への収益の還元方法

- l 一定以上の利益を市へ還元する方法と、その場所で得た利益はその地域へ還元（投資）することで更なる集客の向上に繋げる方法がある。

(iv) 整備方法について

- l 整備方法について、段階的に徐々に整備する方法と、初期投資にお金をかけて一度に整備する方法があるが、最初に一度に整備すれば公園としてインパクトがあり集客の面からもよいという意見である。

(v) 公園の管理運営について

- l 特定公園施設（収益施設を除く）とその他区域を分けるより、公園全体を管理する方がよいとの意見が多い。これは、一元的に管理できること、また、指定管理料の原資を得た上で収益事業を展開したい意向があり、収入源が多いほど投資に回せる考えからきている。

(vi) その他意見・要望

- l 現時点では情報が乏しく、民間事業者として事業が成り立つかの判断が出来ない状況であり、資料提供の依頼や、資料のないものは次年度に社会実験等（現状の利用客数や利用客の利用目的等の把握）によりデータ収集を要望している事業者がある。

(3) 事業手法の概略検討

(i) Park-PFI の事業スキーム

現在、中勢グリーンパークの公園維持管理業務は、直営で実施しており、今後の公園の維持管理の効率化や高質化を目指して公募設置管理制度 (Park-PFI) を導入した際には、指定管理者の指定の実施を想定している。

中勢グリーンパークにおいて、公募設置管理制度 (Park-PFI) を用いた場合、将来の維持管理において、<案 1> P-PFI 事業者が特定公園施設 (収益施設のみ) を管理、もしくは特定公園施設を合わせて管理 (その他の区域は市が別途選定・契約した指定管理者が管理)、もしくは<案 2> P-PFI 事業者が公園全体 (収益施設を除く) を管理のケースが想定される。

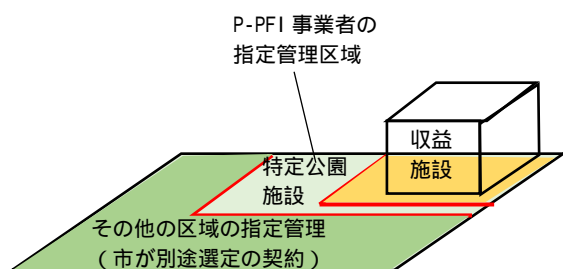


図 3-5 P-PFI 事業者の指定管理区域 (案 1)

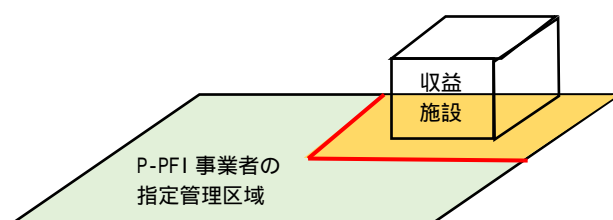


図 3-6 P-PFI 事業者の指定管理区域 (案 2)

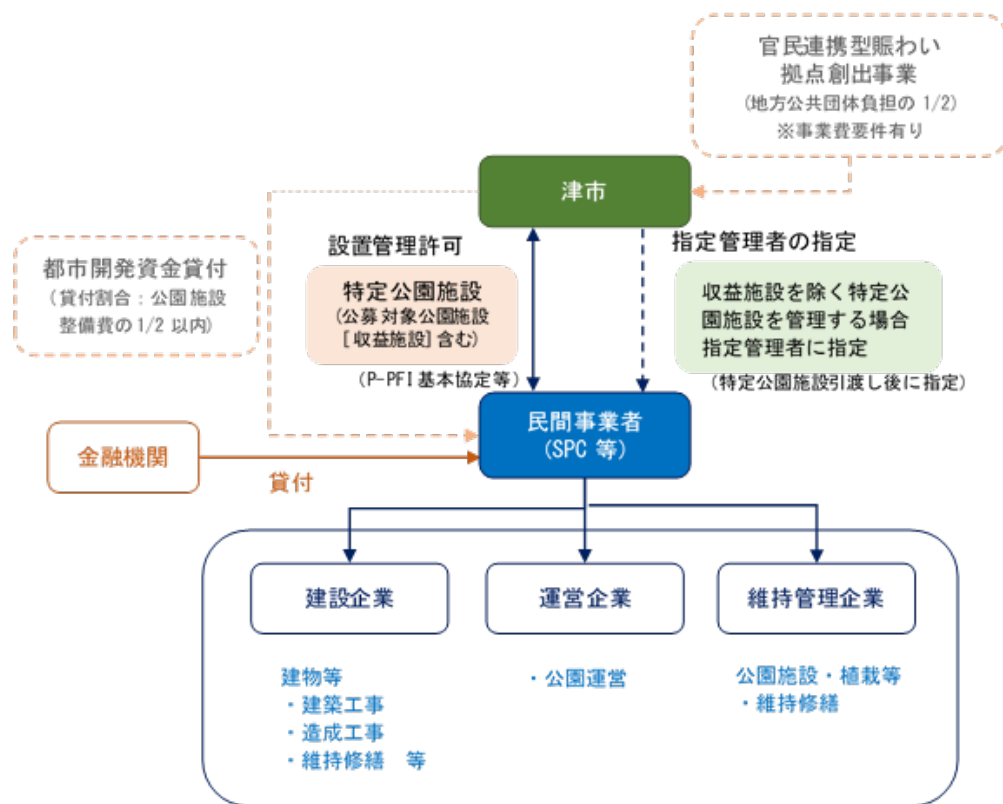


図 3-7 事業スキーム (案 1)

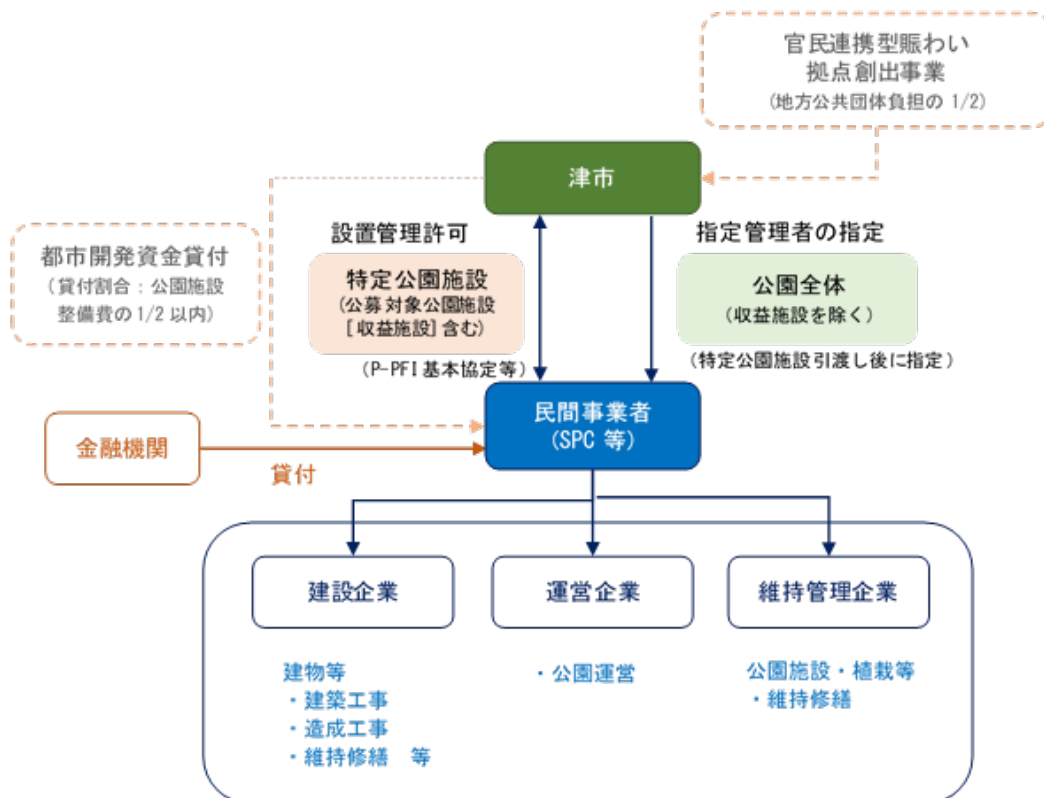


図 3-8 事業スキーム (案 2)

【結論】

- 1 案 1 の場合、特定公園区域の管理とその他の公園の管理が異なる者によって管理する方法も考えられるが、公募設置管理制度の最長期間が 20 年であることによって、その他公園施設との連携が考えられるため、一体管理による指定管理の効率化及び高質化が期待できる。
- 1 管理棟を設置する場合、民間施設との合築等も想定される。
- 1 一元管理により、公園管理の質が均一化される。
- 1 事業者ヒアリングの結果においても、指定管理の区域が大きいことにより、ある程度まとまった指定管理料が想定され、民間事業者のノウハウにより、指定管理の効率化及び高質化が期待できるため、案 2 の P-PFI 事業者が指定管理者として公園全体を管理の方がよいとの意見が多い。
- 1 また、指定管理の効率化による余剰利益が伴った場合は、指定管理者が余剰利益を公園に再投資する意見もあり、その結果、更なる集客の向上が見込め、収益も向上する正のスパイラル向上が期待できる。
- 1 よって、中勢グリーンパークの事業スキームは案 2 を推奨する。

(ii) 前提条件等の整理

事業費の削減率等を検討するため、現時点での想定に基づいて以下のとおり前提条件を設定した。特に指定管理料については三重県内の事例を基に設定した概算値であり、今後詳細に積算する必要がある。

表 3-3 中勢グリーンパークの整備に係る前提条件（想定）

項目	設定値	備考
整備費	3 億円	建築（管理棟）：2.0 億円、遊具：1.0 億円（設置する施設は提案）として仮定
指定管理料	120 円 / m ² ・年	三重県営都市公園の指定管理料について調査し、指定管理料（決定金額）の年当り平米単価（平均）を基に設定
指定管理区域	公園全体（28.3ha）	事業スキーム案 2（P.16）
管理運営期間	20 年	
イベント使用料	500 円 / 件 年間 3 万円 × 20 年 = 60 万円	現在の実績より
公園施設設置使用料	600 円 / m ² ・年	
広告、宣伝費	0 円	今回は検討しない

また、公園整備における国の支援制度として「官民連携型賑わい拠点創出事業」（社会資本整備総合交付金）が想定されるが、今回は交付金無しの場合と有りの場合の 2 パターンを検討する。

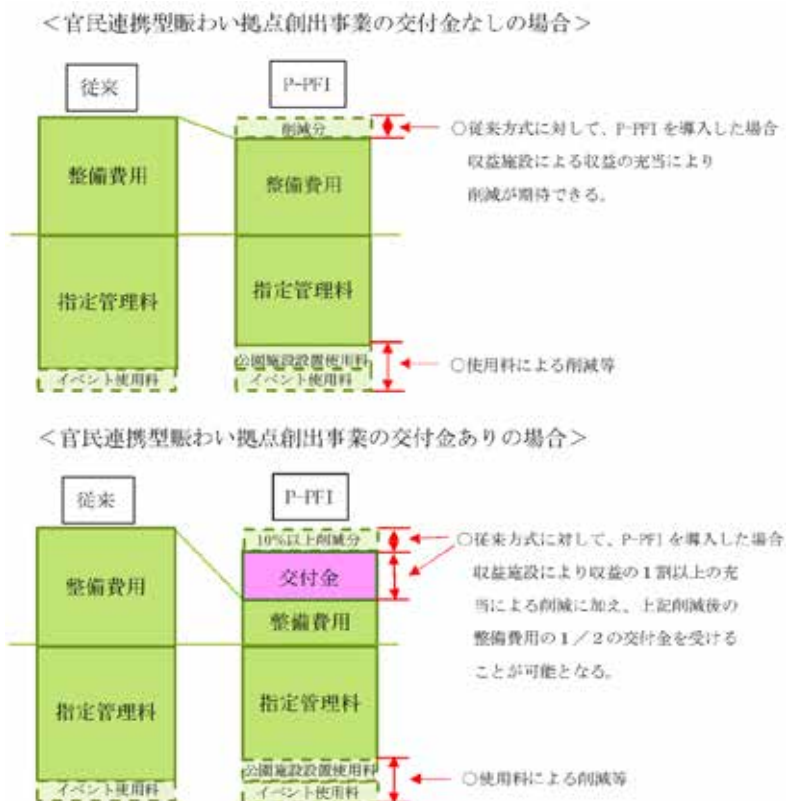


図 3-9 交付金の有無と事業費の関係

さらに民間の設置する収益施設については、カフェ、レストラン、宿泊施設の3パターンを検討し、それぞれの使用面積を500㎡、1,000㎡、10,000㎡とした。

その結果、交付金を使用せず、指定管理料の削減率（指定管理区域の縮小によるものでなく、民間のノウハウによるもの）が0%の場合でも、整備費が10%削減²され、民間収益施設の使用料がはいること実質の公共負担額が3.8%~17.8%削減されることがわかった。（表3-5）

表 3-4 使用面積に対する収益施設のイメージ

施設イメージ	飲食 (カフェ)	飲食 (レストラン)	宿泊施設 (ロッジ・キャンプ場)
使用面積	500㎡	1,000㎡	10,000㎡
公園施設設置 使用料	6,000千円	12,000千円	120,000千円

使用面積 × 600円/㎡ × 20年で試算



図 3-10 施設の配置イメージ

表 3-5 公共負担額の試算（交付金無・整備費10%削減）

	従来	Park-PFI制度の活用					
		500	1,000	10,000	10,000	10,000	10,000
民間使用面積(㎡)	0	500	1,000	10,000	10,000	10,000	10,000
指定管理区域(㎡)	283,000	282,500	282,000	282,000	273,000	273,000	273,000
指定管理料 削減率	0%	0%	10%	0%	10%	0%	10%
指定管理料 ¹	679,200	678,000	610,200	676,800	609,120	655,200	589,680
民間収益施設からの使用料収入	0	6,000	12,000	12,000	120,000	120,000	120,000
イベントによる使用料収入	600	600	600	600	600	600	600
実質指定管理料	678,600	671,400	603,600	664,200	596,520	534,600	469,080
整備費(千円)	300,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000
公共負担額	978,600	941,400	873,600	934,200	866,520	804,600	739,080
削減率		3.8%	10.7%	4.5%	11.5%	17.8%	24.5%

指定管理料および使用料収入は20年分とした

(単位:千円)

実質指定管理料は指定管理料¹からイベント使用料と民間収益施設からの使用料を差し引いたもの

表 3-6 公共負担額の試算（交付金有・整備費10%削減）

	従来	Park-PFI制度の活用					
		500	1,000	10,000	10,000	10,000	10,000
民間使用面積(㎡)	0	500	1,000	10,000	10,000	10,000	10,000
指定管理区域(㎡)	283,000	282,500	282,000	282,000	273,000	273,000	273,000
指定管理料 削減率	0%	0%	10%	0%	10%	0%	10%
指定管理料 ¹	679,200	678,000	610,200	676,800	609,120	655,200	589,680
民間収益施設からの使用料収入	0	6,000	12,000	12,000	120,000	120,000	120,000
イベントによる使用料収入	600	600	600	600	600	600	600
実質指定管理料	678,600	671,400	603,600	664,200	596,520	534,600	469,080
整備費(千円)	300,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000
交付金	0	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
公共負担額	978,600	806,400	738,600	799,200	731,520	669,600	604,080
削減率		17.6%	24.5%	18.3%	25.2%	31.6%	38.3%

指定管理料および使用料収入は20年分とした

(単位:千円)

実質指定管理料は指定管理料¹からイベント使用料と民間収益施設からの使用料を差し引いたもの

² 整備費用の削減率は想定値である。

3.2. 三重県社会福祉施設等建替事業 PPP/PFI 導入に係る調査検討支援

(1) サウンディング調査の実施

三重県では「みえ公共施設等総合管理基本方針」(平成27年3月策定)および「三重県財政の健全化にむけた集中取組」(平成29年6月策定)に基づき、県有施設の見直しが進められている。

平成29年12月には個別施設の見直しの方向性について知事と部局長との協議が実施され、三重県社会福祉会館は「施設の建替時期の到来に合わせ、PPP/PFI方式にて、公共施設等の建設、資金調達、維持管理、運営等について民間事業者に委ねる方向で検討を進める」こととなった。

当該施設の建設から46年が経過し老朽化も進んでいるため、今後も継続して利用していくためには大規模な修繕が必要となる。また、駅前という立地や指定容積率を活かしきれていない現状にあることから、第3回のプラットフォームのグループワークを通じて、建替え時の公民連携の可能性についてサウンディング調査を行った。

表 3-7 社会福祉会館の概要

建設年度	昭和46年	
土地面積	約4,000㎡ 駐車場用地(1,000㎡)含む(土地所有は三重県)	
延床面積	約5,300㎡	
階数	地上5階	
土地情報	近隣商業地域(建ぺい率80%、容積率300%) 駐車場用地は第1種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)	
利用用途	事務所	13の社会福祉団体が入居
	会議実 会議室は県が利用料金徴収	講堂: 約270㎡(収用人数140名) 大会議室: 約170㎡(収用人数70名)



図 3-11 位置図(都市計画)

(出典)津市地図情報提供サービス

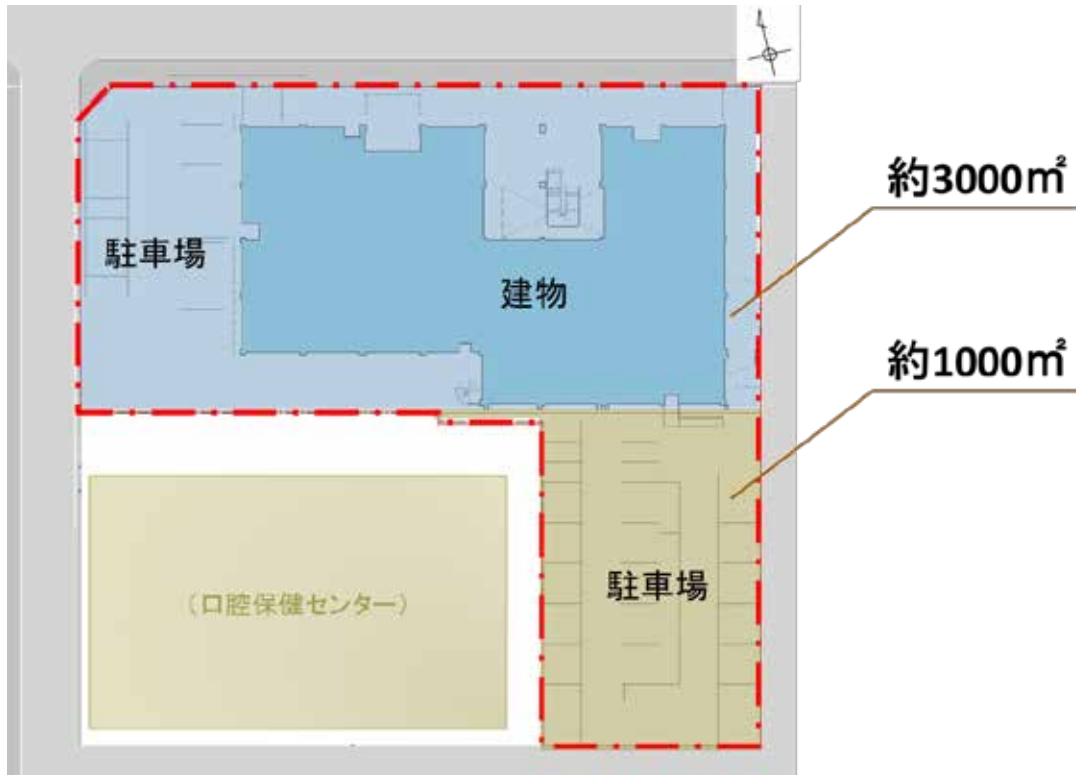


図 3-12 現況配置図



図 3-13 立面図及び現況用途

(i) 現状の課題・今後の目標

- ┆ 現状規模では土地を活かしきれていない（指定容積率が余っている）
- ┆ 管理運営の効率化
 - 民間施設を併設させることで土地のポテンシャルを活かしながら、管理運営の効率化を図る
- ┆ 財政負担の削減
 - 民間活力の導入により県の財政負担を削減させる

(ii) グループワークの概要

以下の2つのテーマについて、地方公共団体職員及び民間事業者混合のグループごとに協議を行い、最終的にはグループごとで意見を取りまとめ、発表いただいた。

<グループワークのテーマ>

テーマ	民間施設の導入メニューについて
テーマ	財政削減のための事業手法について

<検討条件>

- | 対象となる敷地は
近隣商業地域（建ぺい率 80%、容積率 300%）：3000 m²
第1種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）：1000 m² とする
- | 高さ制限等は考えない
- | 現状の規模（5300 m²）程度は県の施設として利用する



図 3-14 グループワークの様子

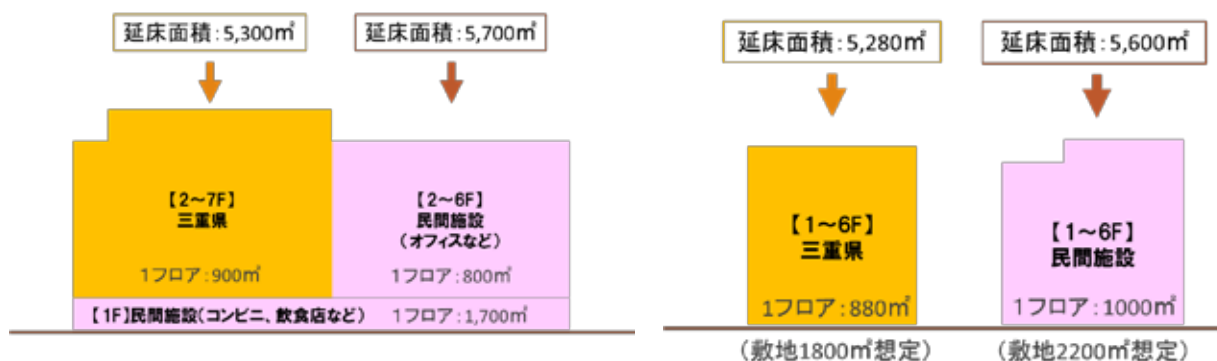


図 3-15 立替後のイメージ（左：合築の例，右：別棟の例）

(iii) 得られた意見

テーマ	民間施設の導入メニュー
	医療福祉施設
	○ 近隣の公共施設との統合
	○ 福祉ステーション（県内の福祉の集約）
	○ クリニックモール、整体等
	○ 高齢者向けスポーツ施設・カラオケ施設、高齢者のたまり場のようなもの
	駐車場
	○ 立体駐車場（津波対策）、地下駐車場
	○ 店舗付き立体駐車場
	住宅
	○ 賃貸・分譲マンション
	○ 戸建
	○ 福祉系マンション、高齢者向けマンション
	オフィス等
	○ 自社ビル、賃貸オフィス
	○ 旅行案内、バスツアー会社
	○ SOHO オフィス（SOHO = 住居兼事務所）
	○ 国等、他の行政機関との合築、連携拠点
	宿泊施設
	○ ビジネス向けのホテル
	スポーツ施設
	○ 屋上利用：フットサル場（1000 m ² ）、ブラインドサッカー、テニス（700 m ² ）
	○ 高齢者向けスポーツクラブ
	○ 健康器具販売を兼ねたジム
	○ 機能促進ジム
	○ メディカルフィットネス
	温浴施設
	児童保育施設
	○ 放課後保育施設、学童等
	○ 塾、予備校
	○ 託児所
	○ プレイゾーン
	学校等
	○ 大学のサテライトスペース、サテライトキャンパス
	○ 学生と地域の交流の場、学生が夜に活動できる場
	○ 大学生等の自習場所
	○ 看護専門学校

<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 会議室 <ul style="list-style-type: none"> ○ 多目的交流ゾーン、多目的会議室（平日：公共会議室、土日：お花、コンサート、教室等） ○ パーテーションなど自由度の高いもの（バリアフリー必要） ○ 福祉仕様 Ⅰ その他テナント等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食店、カフェ、コンビニ等 ○ 図書館や本屋カフェ ○ 専門性のあるテナント ○ 福祉団体の手作り販売（付加価値向上） ○ 介護器具のショールーム（床貸し） ○ 調理師実演販売 ○ 公共空間の利活用（貸出し） ○ 2～3階の屋上を緑地化してカフェ
<p>テーマ 財政削減のための事業手法</p>
<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 自然エネルギーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光パネル、壁面活用 ○ 最新断熱材の利用による光熱費削減 ○ バイオマス発電により熱利用をプールに、売電での収入 Ⅰ 制度等の活用 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種住居地域の用途変更（1000㎡） 容積率のアップ！都市計画変更 ○ 周辺公共施設（県所有）を建替え時に集約。個別施設計画を策定の上、総面積を縮減し、地方債発行要件を満たす。 Ⅰ 公共施設の集約化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 近くの公的施設をまとめて再開発し、余剰地を売却 ○ 集約して跡地活用 Ⅰ 県有地の有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期借地、事業用定期借地 ○ 土地と新しい庁舎を交換 ○ 土地を売却 等価交換+ファンド 民間による建設 ○ 建物は民間で【建設+運営】 5,300㎡は県が借りる 福祉団体は県から借りる ○ 民間が施設建設し、県に床売り or 賃貸 ○ 県有地の売却も検討 Ⅰ その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間施設との合築は避けたい、建て替えが難しくなる。 ○ 民間施設との合築 ○ 県施設と民間施設の一体管理 ○ 駐車場を月極と時間貸しにする ○ 収益のための貸し会議室

(2) 民間事業者へのヒアリング調査

オープンな場であるグループワークでは何うことが困難な民間の意見(参画意欲や、詳細なアイデア等)を伺うため、第3回セミナー終了後に追加でヒアリング調査を実施した。

表 3-8 ヒアリング調査の概要(三重県社会福祉会館)

ヒアリング先	建設会社 2 社 不動産・リース会社 2 社	
ヒアリング事項	<ul style="list-style-type: none">・ 事業への関心・ 併設が想定される民間施設・ 望ましい事業手法	<ul style="list-style-type: none">・ 建設費、維持管理運営費削減の可能性・ 事業全般に関する意見・要望

(i) 事業への関心について

1社は「非常に関心があり、参加に意欲的である」との回答いただき、他3社についても「関心があり、条件が整えば参加したい」とのことであった。

(ii) 立地が想定される民間施設について

駅前ではあるもの、国道23号線より東側となることから賃貸オフィスとしての活用は困難であるというご意見が多かった。しかし、県の入居するビルということで信頼性を高め、事前に大口のテナントを確保できる可能性もあるというご意見もあった。

また、駅の徒歩圏内なので、住宅であれば事業として成り立つのではないかとご意見が多かった。

(iii) 事業方式等について

基本構想や基本計画等の検討前という段階であるため、望ましい事業手法について明確なご意見が得られなかった。しかし、事業方式ごとの課題、本事業への適合性についてのご意見を伺うことができたため、今後三重県が基本構想・基本計画等を策定する際に今回の意見を踏まえることで、民間事業者の参画意欲が高めることができる。

(3) 事業手法の概略検討

(i) 前提条件の整理

社会福祉会館の近隣の標準値（津 5-1）の地価公示価格及び路線価の関係を調査し、社会福祉会館の立地する県有地の価格を 118,750 円 / m² と設定した。

表 3-9 近隣標準地の概要

標準地番号	津 5-1
調査基準日	平成 29 年 1 月 1 日
所在及び地番	三重県津市桜橋 2 丁目 180 番 1 外
価格	115,000(円/m ²)
地積(m ²)	316(m ²)
形状(間口：奥行き)	(1.0:2.0)
利用区分、構造	建物などの敷地、S(鉄骨造) 4F
利用現況	事務所

(出典) 国土交通省地価公示(標準地)



図 3-16 社会福祉会館の位置と標準地の位置

(地図出典) 国土地理院地図

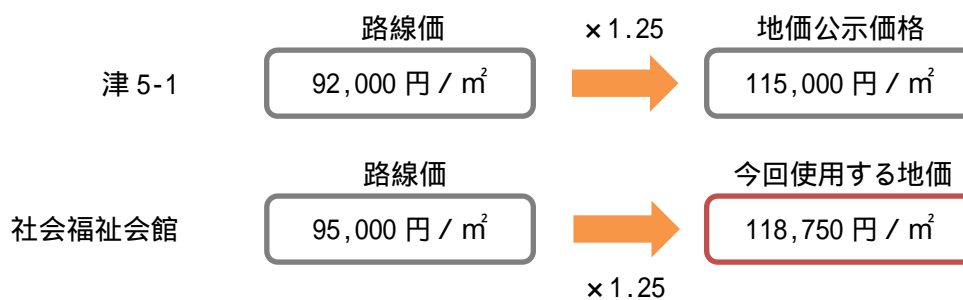


図 3-17 地価設定の考え方

(ii) 公民連携による施設整備（ヒアリングを基にしたモデルケース）

(1) および(2) で得られた意見を基に、民間施設として分譲住宅を想定し工事費等を試算した。その結果公共施設部分の本体工事費が約21億円、分譲マンションの本体工事費が約16億円となった。

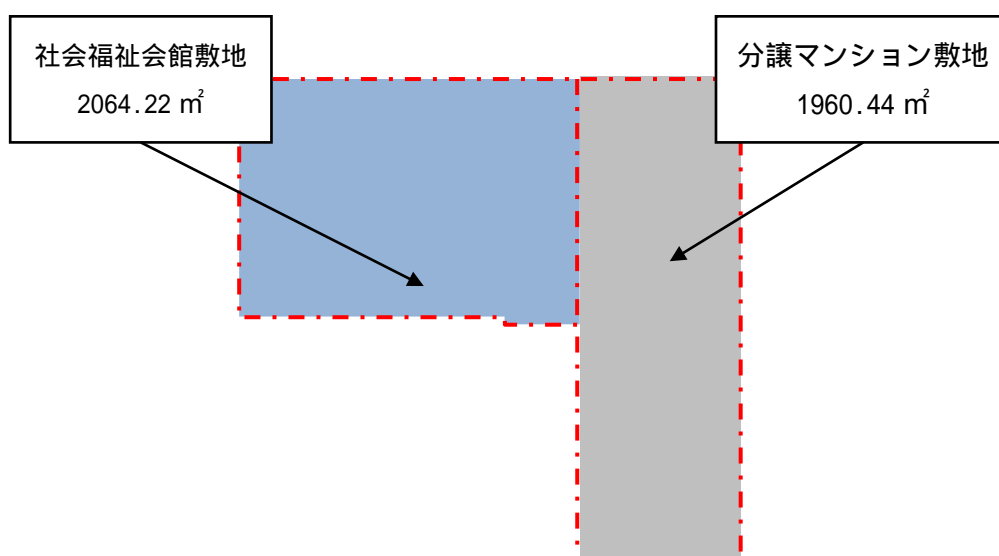


図 3-18 敷地分割の想定

表 3-10 概算事業費の算出

	社会福社会館	分譲マンション	
施設イメージ	現在の施設規模を維持	80 m ² × 60 戸	
敷地面積	2064.22 m ²	1960.44 m ²	
面積等	5,300 m ²	専有部分	4,800 m ²
		全体に占める専有部分の割合	75%
		延床面積（法定延床面積）	6,400 m ²
工事単価（円 / m ² ）	404,390 ¹	249,869 ²	
本体工事費（円）	2,143,266,486	1,599,161,600	

1 他都市の事例（表 3-11）を基に設定

2 一般財団法人 建設物価調査会、ジャパン・ビルディング・コスト・インフォメーション（HP）における用途別総工事費単価（平均値）「分譲マンション」を基に設定

表 3-11 社会福社会館の事業費の根拠

参考事例		項目	事業費（千円）	延床面積（m ² ）	単価（円 / m ² ）
茅ヶ崎市 （神奈川県）	海岸青少年会館・福祉会館複合施設再整備基本計画（H23改訂版）	複合施設建設費	1,044,000	2,500	417,600
				2,700	386,667
巨理町 （宮城県）	巨理町保健福祉センター施設建設基本構想・基本計画（案）（H28）	建設工事費	1,053,030	2,471	426,155
綾瀬市 （神奈川県）	綾瀬市保健福祉プラザ（事業費等は平成29年8月30日綾瀬市記者発表資料より）	建築事業費	1,583,981	4,092	387,138
				平均：	404,390

(iii) PPP による効果

公共施設を単独で整備した場合と余剰地活用を行った場合で比較すると、余剰地を活用した場合単独整備の場合と比べて三重県の実質負担額が 10.86%削減可能となる。また、公共部分の本体工事費（約 21 億円）についても、PFI 事業とすることで一定の VFM が生まれることが思料され(表 3-14)、さらなる公共負担の削減が期待される。

表 3-12 公共負担額の比較

	公共施設の 単独整備の場合	余剰地活用を行った場合	
		公共施設整備	民間施設整備
本体工事費（円）	2,143,266,486	2,143,266,486	1,599,161,600
土地取得費（円）	0	0	232,802,250
公共の実質負担額	2,143,266,486	1,910,464,236	

図 3-17 の設定価格により、民間業者が三重県より余剰地を買い取ることとした

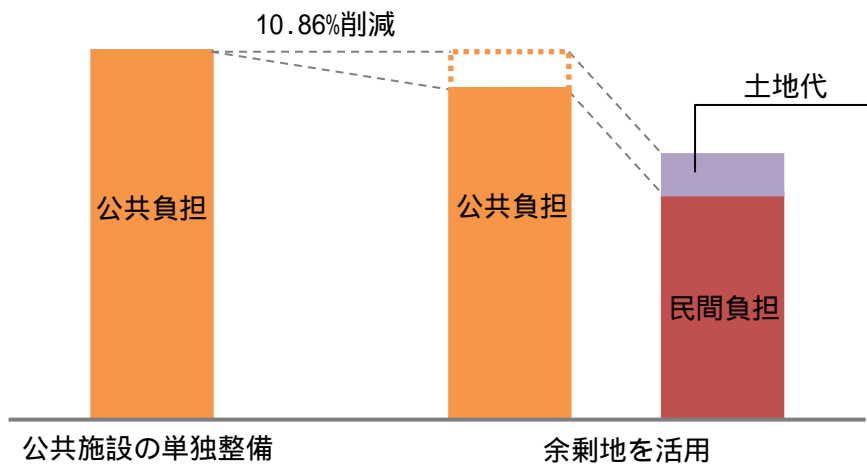


図 3-19 公共負担額削減のイメージ

また、民間の建設事業が行われることで県有地における建設需要額が 1.7 倍となり、それに伴う経済波及効果も 1.7 倍となる。

表 3-13 経済効果の試算

	生産誘発額	
	公共施設の単独整備の場合	余剰地活用を行った場合
直接効果	21.4	37.4
1次間接波及効果	5.1	8.9
2次間接波及効果	4.7	8.1
総合効果	31.2	54.5
経済波及効果に伴う 税収効果（県税）	0.6	1.0

平成 23 年(2011 年)三重県産業連関表（39 部門）による産業連関分析シートを基に作成

（単位：億円）

表 3-14 過去 PFI 事業における VFM 算定結果（庁舎編）

事業No.	施設規模 (延床面積㎡)	実施方針 公表年度	事業期間	VFM		応募グループ数(入札時点)
				特定事業選定時	事業者選定時	
1	5,840	平成14年度	18年	4.00%	—	4
2	5,853	平成14年度	18年	5.30%	—	3
3	8,200	平成15年度	20年	5.00%	15.00%	2
4	3,500	平成15年度	15年	2.00%	26.00%	6
5	7,500	平成16年度	13年	3.00%	30.00%	5
6	209,205	平成16年度	15年	4.15%	29.00%	2
7	95,937	平成16年度	22年3ヶ月	4.02%	24.00%	2
8	14,500	平成17年度	17年3ヶ月	7.00%	7.00%	2
9	26,849	平成17年度	12年	8.00%	10.00%	4
10	12,500	平成18年度	27年	28.00%	30.10%	1
11	15,000	平成18年度	18年1ヶ月	12.00%	9.10%	1
12	51,373	平成19年度	14年	3.00%	—	1
13	16,226	平成19年度	13年	2.50%	2.70%	1
14	11,300	平成19年度	13年	7.00%	9.00%	2
15	18,986	平成19年度	13年	2.80%	2.90%	1
16	19,300	平成19年度	13年	2.60%	15.00%	3
17	12,800	平成19年度	17年	6.00%	2.00%	2
18	26,614	平成20年度	13年	5.10%	—	2
19	62,245	平成20年度	15年	6.30%	32.40%	4
20	45,000	平成21年度	14年	6.00%	20.70%	3
21	52,000	平成21年度	14年	5.55%	24.30%	4
22	20,954	平成21年度	13年	4.60%	4.90%	3
23	7,933	平成23年度	17年5ヶ月	4.96%	12.00%	6
24	7,000	平成23年度	17年6ヶ月	6.00%	6.00%	1
25	18,000	平成25年度	17年9ヶ月	9.45%		

(出典)内閣府 第3回民間資金等活用事業推進委員会 手続き簡易化ワーキンググループ、
参考資料5 過去 PFI 事業における VFM 算定結果

4. 地域プラットフォームの取り組みを通じた三重県域における PPP/PFI の活用推進に関する課題等の整理

4.1. 平成 29 年度の成果

窓口の把握によるネットワーク形成

本プラットフォームの形成にあたって三重県および 29 市町へ参画を要請し、その全てから窓口となる部署の回答をいただいている。

その結果、セミナー案内や各種アンケートの依頼時にメーリングリストを活用することや、セミナーへ参加が叶わなかった団体に対して当日の資料と開催概要をまとめた“かわら版”を送付するなどのフォローが可能となった。

さらに、窓口担当者に継続的にセミナー等へ参加いただいたことで、グループワーク等を通じて交流が進み、地域のネットワーク形成につながった。



図 4-1 地方公共団体等へ向けたかわら版の作成

地方公共団体等の長期的な整備予定の把握

プラットフォームが継続していくためには、参加者へのメリットを生み出す必要があり、特に地域企業にとってそれは具体的な案件情報を得ることである。

そのため、時には積極的にプラットフォーム側から、公民対話の実施等を地方公共団体等に対して提案する必要があると考え、事前に各団体の整備予定を把握するためのアンケート調査（P.8）を実施した。

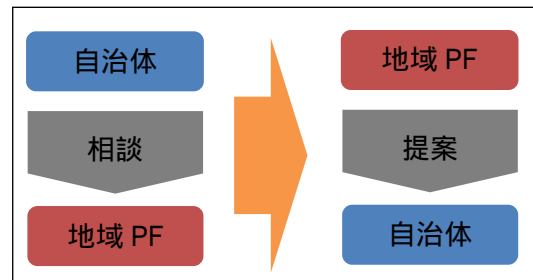


図 4-2 PF からの提案イメージ

地域の実情にあわせた研修プログラムの実施

県内 29 市町のうち 23 市町が PFI 事業を経験していないという実情に基づき、本年度は事業発注者である地方公共団体等へ向けた啓発も兼ねて、発注者側の目線からの実務プログラム（民間事業者も参加可能）を行った。これは PFI の事業化検討から、事業実施までに必要となるポイントを解説する実務研修プログラムであり、今後も継続して実施する予定である。（P.32）

4.2. 今後の課題等

中長期的な活動に適した運営体制の構築

【個別事情】

継続的にプラットフォームを運営し、公民の対話・案件形成を進めるためには、個別案件の情報など民間事業者の期待する情報を提供し続ける必要がある。

本年度は百五銀行グループが主体となって本プラットフォームの運営を行い、県内の地方公共団体等は基本的に構成員としてセミナーへ参加いただく体制をとり、一部団体にはコアメンバーとして運営会議へ出席いただく体制を取った。しかし、この体制では個別案件を把握するまでに時間と労力を要することから効率的な運営体制とは言えず、発注者側である地方公共団体に運営に主体的に関わっていただく必要があると考える。

広域化の推進

【一般事項】

本プラットフォームの設立時、三重県及び 29 市町にプラットフォームへの参画意向を示して頂いたものの、結果的に本年度のセミナーにご参加いただけなかった市町もある。

各市町の参加状況を見ると、会場への交通アクセス・移動時間に課題が有る市町ほどセミナーへの参加率が下がっていると見受けられ、より多くの市町に参画いただくためには、県内をいくつかの**ブロックに分けて複数回セミナーを開催する**などの措置が必要と考える。

その際、開催場所の確保や講演料・会場費などが複数回発生することが課題となるが、運営側にブロックごとのリーダーとなる地方公共団体が参画し予算を確保いただくか、内閣府の PPP/PFI 専門家派遣制度を活用し講師を派遣いただくことで負担軽減が期待できる。

「学」の役割を担う有識者の不足

【一般事項】

三重県内には PPP/PFI 分野に精通する学識経験者・有識者がおらず、本年度のセミナーでは名古屋

都市センターおよび滋賀大学社会連携研究センターにご協力いただいた。

今後三重県内での PPP/PFI 案件が増加すれば、審査等に対応する「学」の不足が懸念されること、地域企業の相談しやすい環境作りためにも、県内や周辺の大学へ広くプラットフォームへの参画を呼びかけ、PPP/PFI に関する啓発活動を行う必要がある。

なお、有識者の不足は他の地域プラットフォームでも当てはまると考えられ、周辺の地域プラットフォームや地方ブロックプラットフォームとネットワーク形成を通じ、学識経験者・有識者ともネットワークを形成していく必要がある。

受注者側の体制構築

【一般事項】

本年度は PPP/PFI 事業を生み出すことを目指し、発注者側への啓発プログラムを多く開催してきたため、地元企業のノウハウ育成という点では不十分となり、各グループワーク時に地元企業からの地の利を生かした提案・発言はあまり見られなかった。

今後は自治体向けのプログラムと調整しながら、PPP/PFI 事業の参画の経験のない地域企業が事業へ参画していくために必要となるノウハウを提供するプログラムも提供する必要がある。

また、ノウハウの獲得には事業者として実際に経験いただくことが効果的であることから、ビジネスマッチングにより、ノウハウを持つ企業と地元企業に共同で事業検討・公募に取り組んで頂けるよう、受注者側の体制構築を進める必要がある。

5. 中長期的な活動計画への反映

5.1. 運営体制（案）

P.30 で述べたとおり、現在の運営体制では継続的に個別案件等の公民対話を行うことが困難なことから、発注者側である地方公共団体にプラットフォームの運営へと加わっていただくことが望ましい。

その際、中長期的に関わるっていただけることが理想であるが、滋賀県の淡海公民連携研究フォーラムのように、個別の計画の中で PFI、PPP 等の民間活力による事業スキームを検討する際に単年度プラットフォームを活用するという手法も考えられる。

また、地域企業向けのプログラムがより多く求められる段階になれば、業界団体等にコアメンバー会議に参加いただくことも検討していく必要がある。

なお、長期的にプラットフォームを運営していくためにはその運営費も課題となるが、百五銀行の施設を使用することで会場費を抑制するほか、内閣府の PPP/PFI 専門家派遣制度の活用も検討している。

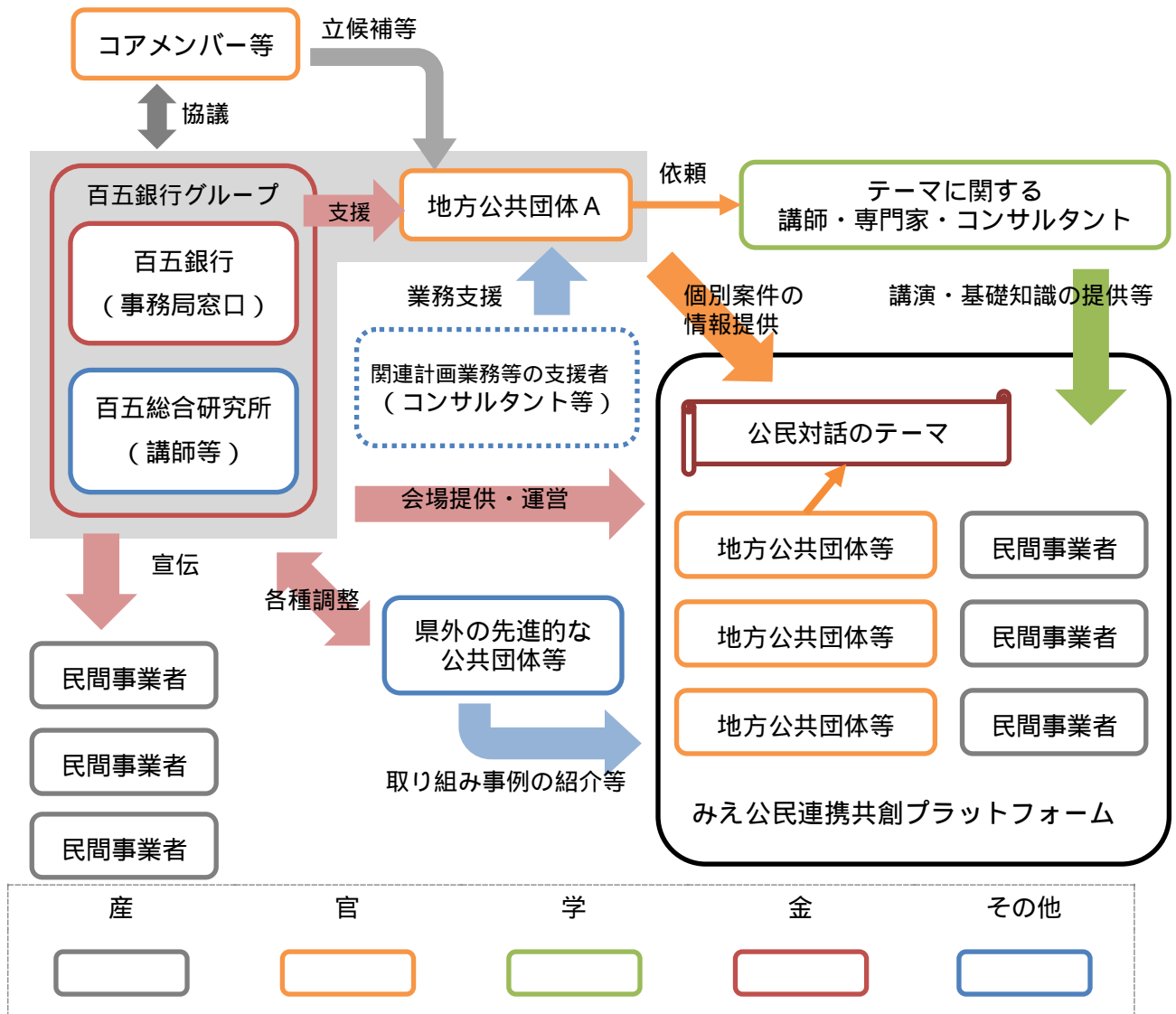


図 5-1 運営体制 (案)

5.2. 活動計画 (案)

表 5-1 中期的な活動計画(概要)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
段階	初動期	発展期	展開期
活動目標	県内地方公共団体の実態把握と関係者の理解醸成	PPP/PFI の推進	PPP/PFI の定着
普及啓発機能	基礎知識の習得	先進事例の把握	先進事例の把握
交流・公民対話機能	グループワーク 個別事業に関する意見交換 参加者名簿の作成	名刺交換会 グループワーク 地域企業等のコンソーシアム組成補助	プラットフォームを活用したマーケット・サウンディングの実施
人材育成機能	実務研修プログラムの実施 (段階的にステップアップする研修内容)		

5.3. 来年度の開催予定

平成 30 年度の第 1 回セミナーは 5 月に開催予定であり、PFI 事業の代表企業経験のある地域企業に講演頂く予定である。

また、本年度開催している実務研修プログラムは、来年度年度開催する 4 回のセミナーでも継続して実施する予定である。

表 5-2 実務研修プログラムの本年度開催実績と来年度以降の予定

年度	No.	テーマ
平成 29 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI の概要と動向 (PFI の基礎知識) ・ 多様な PPP 手法・事業スキームの比較 ・ PFI 県内導入事例・全国先進事例の分析
		<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI 法制度 (PFI 法、基本方針、各種ガイドライン等) のポイント解説 ・ PFI 事業実施プロセスのポイント解説
平成 30 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・ コンセッション方式 (公共施設等運営権制度) 事例紹介 ・ 地元企業の PPP/PFI 事業への参画に向けた課題と対応策
		<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI 手法の導入検討フロー及び実施プロセスの詳細解説
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公表資料の解説 (実施方針、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準等)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ VFM 評価 (PSC、PFI-LCC 試算に係る前提条件)
平成 31 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・ VFM 評価 (地方公共団体の財政支出シミュレーション、民間事業者の長期収支計画)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI 事業の契約スキーム (事業契約、直接協定、融資契約、プロジェクト関連契約等)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI 事業の資金調達手法及びサービス対価の支払スキーム
		<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI 事業におけるリスク分担・リスクマネジメント ・ PFI 事業のモニタリング・セルフモニタリング